

岐阜県公報

目次

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ

公 示

号外 (一) 平成二十三年 五月 九日

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、高山都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
高山	平成二十三年五月三十一日（火）午後六時三十分から	高山市花岡町二一八 高山市役所 地下市民ホール	高山市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記一のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間
1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、高山市基盤整備部都市整備課、丹生川支所、清見支所、荘川支所、一之宮支所、久々野支所、朝日支所、高根支所、国府支所及び上宝支所において閲覧に供する。

2 閲覧期間

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日当たる）（ときは翌日）

平成二十三年五月九日

四 公述の申出方法

平成二十三年五月九日(月)から同年五月二十三日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

- 1 高山市の住民で公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十三年五月二十三日(月)までに〒五八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。
- 4 公述人の数は十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 傍聴

- 1 公聴会の傍聴を希望する者は、当日直接会場へ来場すること。なお、満員の場合は会場への入場を断る場合もある。
- 2 公聴会を傍聴する者は、次の事項を遵守すること。
 - (一) 発言はできない。
 - (二) 公述人の発言途中において、批判を加えたり、可否を表明したり、拍手をすることはできない。
 - (三) 私語をしたり、大声で笑うことはできない。
 - (四) 示威的行為はできない。
 - (五) 飲食又は喫煙はできない。
- 六 公聴会場の秩序を乱し、公聴会の進行の妨げとなるような行為はできない。なお、公聴会の適正な運営を阻害したと認められる場合は、退場いただく場合がある。

六 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八二七二一一一 内線三七五五)、高山市基盤整備部都市整備課(電話〇五七七三三三二七六)

七 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公

聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を活かしながら、誰もが住みやすく、住みたくなるような落ち着いた定住環境と多くの人々が集い、ふれあえるよつなにぎわいのある交流環境の整備を進めるため、都市づくりの基本理念を「住みよいまちは行きよいまち」とし、この実現に向けたまちづくりのテーマを次のとおり示す。

- 1 快適で便利なまちづくり
- 2 温かいまちづくり
- 3 自立したまちづくり
- 4 個性のあるまちづくり
- 5 気持ちの良いまちづくり

二 地域ごとの市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を次のとおり区分し、地域ごとに目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	おおむねの位置	目指すべきまちづくりのイメージ
中心市街地	JR高山駅を中心とした商業・業務機能や観光資源が集積している地域	歴史・伝統の継承と活力のある中心市街地の形成
周辺市街地	中心市街地を取り囲む地域で、国道四十一号や宮川に沿って南北に延びる平坦地と東部・西部の丘陵地からなる地域	身近な自然と調和した良好な市街地の形成
郊外部	周辺市街地の外周に広がる地域で、農地や豊かな自然環境の中に集落が点在している地域	田園居住環境の整備と自然環境の保全
インターチェンジ周辺地域	インターチェンジやバイパス	交通の利便性を活用した産業の振興と居住環境の保全

三 区域区分（市街化区域と市街化調整区域）の決定の有無

本区域では、次の理由により区域区分を定めぬ。

1 今後、人口の増加や産業の拡大による土地需要の大きな増加は見込まれないため、今後の土地需要は、既存の市街地内の低・未利用地の活用などでおおむね対応可能であると考えられること。

2 中部縦貫自動車道の整備による企業立地や交流産業の拡大が期待されるが、市街地内に残されている低・未利用地の活用や、インターチェンジ周辺地域における交通の利便性を活用した計画的な土地利用による開発などで十分対応できるものと想定されること。

3 市街地における道路、下水道などの基盤整備は計画的に進められており、中心市街地の環境向上のため、高山駅周辺土地地区画整理事業も進められていること。

4 中心市街地において、密集市街地が一部存在するが、居住環境が阻害されている状況ではなく、町並み保存の観点から環境整備を進めていること。

5 今後、人口増加による土地需要の大きな増加は見込まれないが、高速交通網の整備など、交通利便性の向上による局地的な乱開発のおそれに対しては、地域地区などを活用した土地利用規制により自然環境の保全が可能であると考えられること。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

住宅地においては、地域・地区の環境・特性を考慮するとともに、市街地内部の機能分担を踏まえながら、居住環境の向上を図る。

中心市街地の商業・業務地の周辺部は高密度、河川や道路周辺の平坦地は中密度の住宅地とし、歴史的景観地域との調和を図りながら住宅地の形成に努める。

平坦地を取り囲むかたちで位置する緩やかな丘陵地の住宅地においては、緑地などの自然を可能な限り残し、良好な低密度の住宅地の形成に努める。

宅地化が進行している地区については、今後の交通条件や開発動向などを考慮し、用途地域の指定も含め土地利用の規制について検討する。

(二) 商業系

JR高山駅周辺から三町筋にかけての商業・業務集積地は、飛驒圏域の「表玄関」として、商業機能・情報発信機能・交流機能などを備えた質の高い商業・

業務拠点地区の形成に努め、特に商業系においては、最寄り品から買い回り品までを対象とする商業機能の強化を図り、安全で快適な買い物空間・歩行者空間を確保する。

中心市街地は、古い町並みなど飛驒圏域を代表する観光地であり、大型商業施設の立地については、周辺環境への影響を考慮する。

国道四十一号、国道百五十八号などの幹線道路沿道においては、中心市街地の商業機能を補完する秩序ある沿道商業地区の形成に努め、大型商業施設の立地を制限する。

現段階において、大規模集客施設立地エリアは配置しない。

(三) 工業系

下切町周辺や高山第一、第二工場団地、高山東部工場団地については、今後とも工業地として位置付ける。

中心市街地周辺の住工混在地区においては、工業系地域と住居系地域の再編など用途地域の変更を検討する。

中部縦貫自動車道のインターチェンジ周辺及び国道四十一号高山国府バイパス線の終点付近などにおいては、交通の利便性を活用し、企業立地に適した土地の確保や基盤整備など産業の集積を目指した土地利用を図る。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

東海北陸自動車道四車線化や中部縦貫自動車道の早期整備を実現することにより、広域高速交通体系の確立を図り、市民の利便性の向上及び交流産業をはじめとする各種産業の活性化を図る。

中心市街地の交通渋滞緩和、通過交通の迂回、主要拠点間の連携確保、安全で快適な生活道路の確保などのため、市街地内及び本区域内各地域を連絡する環状道路と放射状道路の整備を図る。

鉄道機能の強化やバス交通の充実を促進するとともに、駅前広場の機能強化などにより、公共交通機関の積極的利用を図る。また、日常生活における身近な移動手段の確保、市民が自立した生活を送る上で必要となる移動を実行できる環境の提供など、持続可能な地域公共交通システムの構築を図る。

歩道・歩車共存型道路の整備、踏切の拡幅改良、「誘導ブロック融雪システム」や「知らせるあかりシステム」の設置など、ユニバーサルデザインに配慮した

人にやさしい道路の整備を進める。

公共と民間が協力し、適正な役割分担のもと駐車場の整備などを行う。また、駐車場整備地区及びその周辺地区における需給バランスを考慮しながら、既存ストックを最大限活用することを基本とし、交通の円滑化と利便性の向上を図る。

(二) 下水道及び河川

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、下水道を計画的に整備するとともに、投資効率の悪い地区や整備が遅れる地区には、合併処理浄化槽などによる整備を進める。また、下水汚泥などは、豊富な資源エネルギー源として再利用し、環境負荷の軽減や、循環型社会の再構築に向けて有効活用を図る。

河川については、河道整備、築堤、調節池の整備、情報収集体制や避難誘導体制の確立などを進める。また、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進する。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) J R 高山駅を中心とする東西周辺地区において高次商業集積拠点の形成を図るため、高山駅周辺土地区画整理事業を推進し、都市機能の充実、中心市街地の活性化及び居住環境の向上に努める。

(二) 既に地区計画を都市計画決定している中山地区については、良好な居住環境を保全し、また、教育文化施設の誘導を図り、家並みの美しい緑あふれるまちづくりを図ることを目標として、引き続き良好な市街地の形成を進める。

4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 地球環境や生物に優しく、災害に強く美しい景観のあるまちの実現に努める。

(二) 気軽に緑に触れることができ、身近にも遠くにも緑の見える、緑と都市機能の調和したまちの実現に努める。

(三) 天然記念物、保存樹等の貴重な自然資源などを活かすことにより、緑と歴史の香りに包まれ、多くの人が交流しふれあえるまちの実現に努める。

(四) 市民・事業者・行政が協働し、緑の保全・創出・活用に取り組み、潤いとやすらぎを感じられるまちの実現に努める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街

地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

別記二

公述申出書

平成23年5月9日付けで岐阜県公報に登載された高山都市計画区域マスタープランの都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十三年五月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター